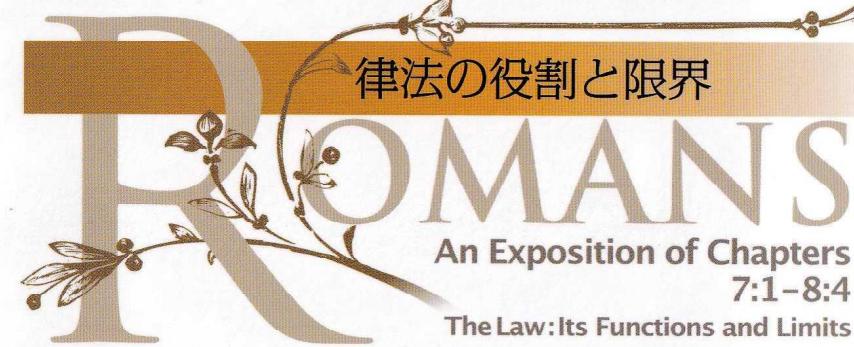
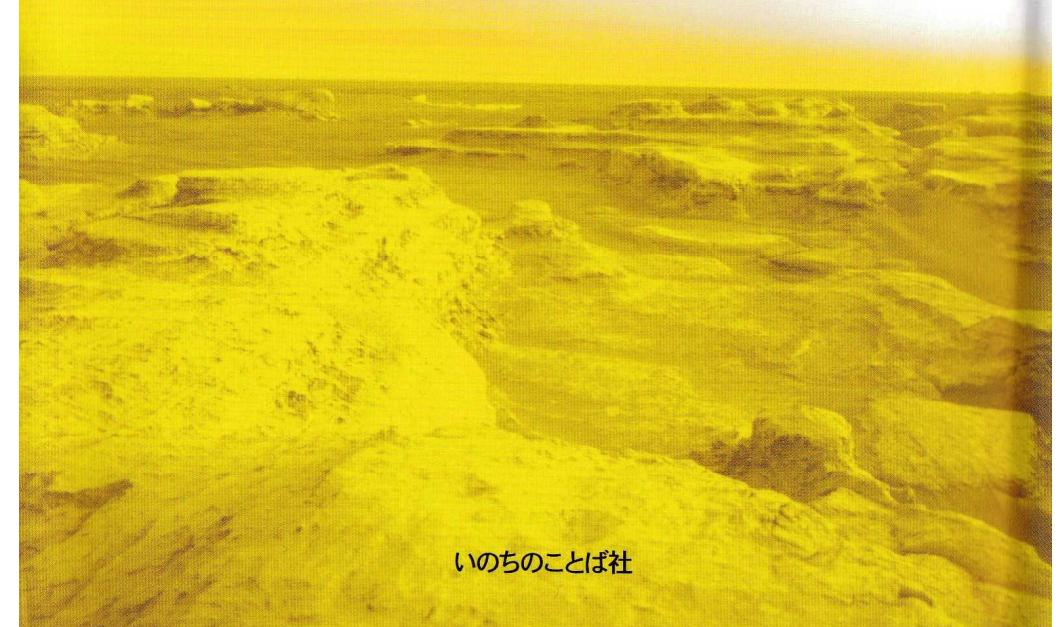


ロイドジョーンズ ローマ書講解^{7・1-8・4}



D・M・ロイドジョーンズ [著]
渡部謙一 [訳]



いのちのことば社

22 罪と死の律法からの解放

なぜなら、キリスト・イエスにある、いのちの御靈の原理が、罪と死の原理から、あなたを解放したからです。

ローマ八・二

八章一節で使徒は、この章全体の本題を規定し、特にその最初の四節の題目を明らかにしていた。さてその節の考察を終えた以上、これからは、使徒がその基本的題目をどのように解き明かしているかを考察することに進んで良いであろう。その題目とは、救いの確信である。キリスト・イエスにある者が、究極的に榮化され、あらゆる点で全く解放されることがどれほど決定的に搖るぎないものかを告げる真理である。「こういうわけで、今は、キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決してありません」「ロマハ・一」。使徒はこの言葉を、この章最初の副区分である二節、三節、四節で解き明かし始める。それこそ、キリスト・イエスにある者が、なぜ今や決して罪に定められることはないと言えるのか、パウロが最初に示す具体的な理由である。二節冒頭の言葉——「なぜなら」

——からして、この点は完全に明らかである。この「なぜなら」という言葉に注目し続けることは、この章においてはことのほか重要である。この章を誤って解釈する人々の大半は、この「なぜなら」という言葉を無視するために道を誤るのである。人は、言明そのものには注意を集中するが、「なぜなら」にはまるで目もくれない。だが、この言明が、「なぜなら」という言葉とともに始まっている点に注意していさえすれば、これから吟味するような偽りの解釈を生み出すことはなかつたであろう。パウロは言う。「こういうわけで、今は、キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決してありません」。そして今からその理由を示そうとしているのである。だから、二節の務めは、一節の理解を助けることにある。二節をどのように理解するにせよ、この節が一節の講解であり説明であるという見地を決して忘れてはならない。この「なぜなら」は、第一節が孤立した言明ではないと教えていた。いま語られたばかりの真理には、理由があり、説明があるのである。

これは、きわめて重要な節であり、特に聖化という問題に関するものである。ことによると、聖化の問題を巡る論争において、この節ほど重要な節はないかもしれない。いずれ見ていく通り、この節をその文脈と前後関係の中で解釈しないために、聖化に関するいくつかの偽りの教えは広く受け入れられているのである。この節を理解する鍵は、「解放している」という語句である。それゆえ、この語句の扱いから始めることにしたい。最初に注目しなくてはならないのは時制である。ジェームズ王訳（欽定訳）聖書の「解放している」という翻訳は良くない。使徒が書いた言葉はこうである。「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法が、罪と死の律法から、私を解放した」、あるいは、「私を自由にした」。使徒は、これまでも何度も何度となく用いたように、またしても不定過去時制を用いている。これは、それが「一度限り確定的に」起つてしまつたという意味である。六章を講解する際に、この点は絶えず強調しなくてはならなかつた。例えば、六章二節を見ると、欽定訳聖書にはこう書かれている。「罪に対して死んでいる私たちが、どうして、なおもその中に生きていられるでしょう」。そのとき大いに苦心して示した通り、この訳は大きな誤りを導くもので、正しくはこうあるべきである。「罪に対して死んだ私たちが」。そして、その不定過去時制がここでも用いられているのである。「罪と死の律法から、私を解放したからです」。——「私を自由にしたからです」。「解放している」ではなく「解放した」である。事はすでに「一度限り確定的に」起つてしまつた。完了しており、過去に属している。

しかし、ここには翻訳上の問題がもう一つある。欽定訳聖書には「私を解放している」とある。しかし、広く認められるところ、この言葉は「へあなたへを解放している」と読むべきである。使徒が用いた言葉は「あなた」と翻訳すべきである。パウロが書いているのはキリスト者全般のことであつて、パウロ自身のことではない。ホールデインはその『注解書』の中で、この「私」を大いに強調しなぜパウロがここで「私」を再び持ち込んでいるかを詳細に論じていて。しかし、パウロが書いたのは「私」ではない。「あなた」である。——キリスト者であるあらゆる人のことである。

それでは、ここから、主たる二つの語句の考察に移つて良いであろう。まず取り上げるべきは、「一番目の語句である」「罪と死の律法」^{ヘブンス聖書英訳}である。何かがキリスト者を——すなわち、キリストにあるすべての者を——「罪と死の律法」から「解放した」のである。これこそまさに、聖化という問題全体がどつと持ち込まれる点にほかならない。だが、それは間違いである。ある人々によるところ、この「罪と死の律法」は、七章二三節で使徒が用いた表現と同じ意味だという。そこには、こうある。「私のからだの中には異なった律法があつて、それが私の心の律法に対して戦いをいどみ、私を、からだの中にある罪の律法のとりこにしているのを見いだすのです」。この人々は言う。パウロが「罪と死の律法から解放される」ことについて話をするとときには、この、自分の性質の中にある、また、生まれながらのあらゆる人々の性質の中にある悪の原理——私たちをとりこにし、最終的には死に至らせる原理——に言及しているのです。そのようにこの語句を解釈した上で、この人々は、一番目の語句、「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」^{ヘブンス聖書英訳}が、信仰者の中で聖靈が行なうみわざを意味していますと言う。そして、統いてこう主張する。私たちの内側における聖靈の働きは、私たちの手足の中で働いている「罪と死の律法」から私たちを解放しているのです。ですから、ローマ七章のあのみじめな人は、一変した姿でローマ八章に登場するのです。今や御靈を体験し、「第一の祝福」、第二の体験を得たその人は、以前はさんざん悩まされ、意氣消沈させられ、「私は、ほんとうにみじめな人間です！」と叫ばざるをえなかつた問題から完全に自由にされているのです。

す。このようにして、この人々の主張するところ、この節は聖化のほか何も教えておらず、聖化との関連においては鍵となる節だという。そして、もちろん、「罪と死の律法」をそのような意味に解釈するのが正しければ、そうした主張はきわめて論理的なものに違ひない。

このように広く知られ、よく耳にする二節の講解を取つてゐる人々は、例えば「スコウフィールド聖書」の注釈のように、ためらうことなくこう告げる。使徒はここで初めて聖靈を持ち込んでいます。ローマ七章の人は、聖靈を持たない人でしたが、今や聖靈が登場しています。この人は、以前には自分の「義認」を受けていました。今は自分の「聖化」を——第二の体験を——経験してゐるので、「自分の手足の中にある」この《律法》から解放されているのです。この、「自分の思いの律法」に戦いをいどみ、「自分を、自分の手足の中にある罪の律法のとりこにしている」この《律法》から解放されているのです。

これから私は、この解釈が完全に間違いであることを示していきたいと思う。単に、それは間違いだと言ひ切つて終わるのではなく、理詰めでその間違いを示していこう。こうした語句は一つ一つ取り上げて、吟味しなくてはならない。いま述べたような講解を強く主張する教えは、大きく二つに分かれる。まず、「全き聖化」を説き、この言葉こそ、その重大な証拠だと主張する人々がいる。別の人々は、「全き聖化」を教えはしないものの、キリスト者は「第二の体験」を受けることが可能だと説く。いわく、その体験を受けければ、今なお自分の中にある罪の要素とは「逆に作用する原理」が

持ち込まれます。その新しい原理とは、その人の内側に住む聖靈であり、聖靈が罪に対しても勝利できるようにしてくださるのです。その人が「キリストにとどまる」限り、御靈はそのように一瞬ごとに勝利をお与えになるでしょう。この節は、聖化に関するこうした二つの教え双方にとつて決定的に重大である。

それでは、こうした教えを吟味してみよう。第一に指摘したいが、もしこの講解が正しいとしたら、この節はこう教えていることになる。私たちが「罪に定められる」状態から解放されているのは、聖化された結果であり、事実、聖化をその根拠としているのです。前後のつながりに注意してほしい。「こういうわけで、今は、キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決してありません。なぜなら（その理由は）、キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法が、罪と死の律法から、あなたを解放しているからです」。私たちが罪に定められずにすむのは、私たちの中で働いている聖靈がすでに私たちを、私たちの手足の中にある「罪と死の律法」——かつては私たちを意氣消沈させ、敗北の状態にとどめていた原理——から私たちを解放しているからです。言葉を換えると、私たちが今や罪に定められた状態にないのは、私たちが聖化されたからなのである。確かにこれは、それ自体で、この特定の講解が虚偽であることを示すに全く十分に違いない。この書簡の冒頭から見てきたように、また、これまで絶えず強調してきたように、キリスト者が罪に定められた状態から解放されるのは、決してその人が「聖化」されたためだと言つてはならない。ある人が罪に定められた状態から

解放される理由は常に、その人の「義認」である。罪に定められた状態の逆にあるのは、決して聖化ではなく、義認でしかない。この点との関連で決定的に重大な二つの節をもう一度よく見てほしい。六章一六節と一八節である。聖書のどこを見ても、罪に定められた状態の対極にあるのが聖化であるとするような箇所はない。だが、この「罪と死の律法」を先に述べたような形で解釈するなら、それは実質的にこう言つていてことになる。「キリスト・イエスにある人々は、聖化されているおかげで、決して罪に定められることがないのです」。この講解を私たちが拒否する第一の理由は、パウロがこの箇所でもまだ私たちの「義認」について扱い、義認に伴い義認に含まれる一切のことを扱っているからである。

第二に、使徒がここで描き出しているのは、キリスト者にこれから起ころうることでも、起ころかもしれないことでも、起ころる余地のあることでもない。いわんや、さらなる祝福を求めて、それを受けとつた、特定のキリスト者にしか起こらないことなどではない。パウロは言つてはいるのである。あなたがキリスト者であり、キリスト・イエスにある者である以上、このことはすでにあなたに起こってしまったのだ。パウロはこうは言つていない。「あなたはキリストを信じました。義と認められ、赦されました。ですが、まだあなたに可能な別の祝福があります。今のあなたは戦いの中にあります。失敗し、敗北しつつあります。ですが、聞いてください。あなたが受けることのできる、さらなる経験があるのであります。それを経験すれば、あなたは解放され、敗北を勝利に変えることができるで

しょう」。ここまで説明してきた通り、この箇所に新しいものは何もない。使徒は同じことを繰り返し語っている。すでに語った内容をまとめ上げており、それを違う言い方にしているだけである。こう告げる所以である。これは、キリスト・イエスにあるすべての者に、過去すでに起こってしまったことなのだ。——不定過去時制である！——言葉を換えると、もしもあなたが曲がりなりにキリストのうちにある者だとしたら、——少しでもキリスト者だとしたら、——このことはあなたに起こつてしまつたのだ。あなたは「罪と死の律法から自由にされ」てしまつたのだ。では、どうしてこれが、さらなる経験としてキリスト者に差し出されることなどありえるだろうか。どのようにしてこれが、このさらなる祝福を受けた一部のキリスト者についてのみ真実なことだなどと言えるだろうか。いま使徒が組み立てている論理のすべては、これがキリスト・イエスにあるすべての者について真実であるという一点にかかっている。人がキリスト者でありながら、この状態にないなどということはない。

第三に、聖靈がこの箇所で持ち込まれていると言うのは全く間違いである。先に見た通り、聖靈は五章五節で持ち込まれている。それは、キリスト者である私たちの救いがどれほど搖るぎないものかという、この偉大な題目を使徒が持ち出している箇所である。「この希望は失望に終わることがあります。なぜなら、私たちに与えられた聖靈によって、神の愛が私たちの心に注がれているからです」。それだけでなく、パウロは七章六節でも聖靈のみわざに言及していた。「しかし、今は」——そ

して、この文脈と言明は非常に似通つたものである。——「しかし、今は、私たちは自分を捕らえていた律法に対して死んだので、それから解放され、その結果（その目的として）、古い文字にはようす、新しい御靈によつて仕えているのです」。その節を学んだとき指摘したように「本巻第七章参照」、そこで使徒は、いずれ八章冒頭で取り上げて解き明かそうとしている内容を先取りしていたのである。だから、聖靈がここで初めて持ち込まれていると言うのは正しくない。使徒はすでに、七章最初の六つの節で、また実際、六章全体において、キリスト者である人とその立場を描写していた。七章一四一二五節でその描写を撤回してはいない。実際、その区分はそれまで告げたキリスト者の描写を、対照によつて確証しているのである。

第四に、この語句を誤つて講解すると、必然的に、「全き聖化」という教理を信じざるをえなくなるように私には思われる。というのも、使徒は、「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の原理が、罪と死の律法から、あなたを解放した」と言つてゐるからである。もしもこの「罪と死の律法」が、キリスト者である信仰者の中に残つてゐる罪、また、私の手足の中にある、あの、私の思いの律法に對して戦いをいどむ律法、私を手足の中にある罪の律法のとりこにしている存在をしてゐるとしたら、使徒のこの言葉はこういう意味になる。私はもはや自分の手足の中にある罪の律法のとりこにされてはいません。私はそこから完全に解放されてしまつています。このことは、すでに私に起こつてしまつたことです。漸進的に「少しずつ徐々に」起こりつつあるのではありません。起こつてしまつた

のです。もう一度言うが、パウロはここで不定過去時制を用いている。それゆえ、もしも「このことが私に起こつてしまつたとしたら、もし罪が私から完全に取り去られてしまつたとしたら、その場合、私は完全に聖化されているのである。先のように講解すれば、いやでもこのような結論に至らざるをえない。ただ単に、あるキリスト者が完全に聖化されることもありえるというばかりではない。あらゆるキリスト者がすでに完全に聖化されていることになる。不定過去時制が用いられている事実、また、こうした状態がキリスト・イエスにあるあらゆる人について真実であるという事実により、この解釈は避けがたいものとなる。私は、自分を落胆させるあらゆるものから——自分の手足の中にある罪からも、私をとりこにしていたどのようなものからも——自由にされてしまっています。私は完全に解放されてしまつていています。しかし、そのような解釈は不可能である。なぜなら、もしそれが真実だとしたら、使徒が後に八章の一三節と一二節でこのように言うはずはないであろう。「ですから、兄弟たち。私たちは、肉に従つて歩む責任を、肉に対して負つてはいません。もし肉に従つて生きるなら、あなたがたは死ぬのです。しかし、もし御靈によつて、からだの行いを殺すなら、あなたがたは生きるのです」。もしも全き聖化がすでに起こつてしまつているとしたら、そのように言うのは間違いであろう。使徒は矛盾した言葉を語つていてことになるであろう。言葉を換えると、究極的にこの講解は大きすぎるることを約束し、自らの理屈と矛盾するのである。

だから、これ以上何も搜さなくとも、この四つの理由だけで、この語句、「罪と死の律法」を、使徒が七節二三節その他並行箇所で語つていた内容と同義語であると見なすような解釈は拒絶しなくてはならない。では、「罪と死の律法」とは何だろうか。神の道徳『律法』、特にモーセを通して十戒という形で神がお与えになつた『律法』のことである。パウロがこの書簡の冒頭からずつと書いてきた「律法」である。なぜその律法でなくてはならないのだろうか。なぜ人間に与えられた神の『律法』——すべての人々の心に書き記されており、モーセを通してイスラエル人に明示的に与えられた神の『律法』——でなくてはならないのだろうか。

一番目の答えを言うと、使徒はここで、人を罪に定めることについて取り扱つていてある。根底にある言明はこうである。「こういうわけで、今は……罪に定められることは決してありません」「ロマハ・二」。私たちは、そうした罪に定められた状態から自由にされている。どのようにしてか。私たちを罪に定める『律法』から解放されることによつてである。「なぜなら、キリスト・イエスにある、いのちの御靈の原理が、罪と死の律法から、あなたを解放したからです」。『律法』こそ、私たちを罪に定め、有罪を宣告する存在にほかならない。人を罪に定める宣告を下す『律法』とは、「私のからだの中にある律法」（七章二三節）ではなく、神の聖なる『律法』である（三章三一節）。この点を証明するには、すでに使徒が一章一八節以下で述べていた言明を引用しなくてはならない。なぜパウロはキリストの福音を大いに喜び、その福音を得意に思つていてゐるのか。なぜ恥とは思わないの

か。パウロの答えはこうである。「というのは、不義をもつて真理をはばんでいる人々のあらゆる不敬虔と不正に対して、神の怒りが天から啓示されているからです」。しかし、罪に対するその御怒りはどこで啓示されていたのか。何にもまして《律法》においてである。パウロはこの点を一章の一八節からずっと立証し続け、最後の三章の二〇節で、その議論を次のように要約している。「なぜなら、律法を行うことによつては、だれひとり神の前に義と認められないからです。律法によつては、かえつて罪の意識が生じるのです」。《律法》は何を行なうのか。「私たちは、律法の言うことはみな、律法の下にある人々に対し言われてることを知つています。それは、すべての口がふさがれて、全世界が神のさばきに服するためです」(三・一九)。しかし、そのとき、二二節にはこうある。「しかし、今は、律法とは別に、しかも律法と預言者によつてあかしされて、神の義が示されました」。これは何か。「すなわち、イエス・キリストへの信仰による神の義であつて、それはすべての人々に、また、すべての信じる人に与えられ……(ます)。すべての人は、罪を犯してきたので、神からの栄誉を受けることができないからです」[一二一一三^{ヘブライ書五章二〇節と二二節}].《律法》は罪に定める。人に「罪の意識」を生じさせる。律法には人を罪に定めることが伴う。

しかし、使徒はこれで話をやめることに満足せず、同じ真理を何度も語り続ける。四章一五節を眺めてみると、「律法は怒りを招くものであり、律法のないところには違反もありません」。《律法》は常に怒りを招き、常に人が罪に定められる状態を引き起こす。さらに五章二〇節と二二節にも

こうある。「律法が入つて来たのは、違反が増し加わるためです」。《律法》がそばに入つて来たのは「違反が増し加わるため」であった。決して人を救うためではなく、違反を際立たせ、罪に定めるためであった。それが《律法》の役割である。やはり同じ点は七章一三節にも見られる。「では、この良いものが、私に死をもたらしたのでしょうか。絶対にそんなことはありません。それはむしろ、罪なのです。罪は、この良いもので私に死をもたらすことによって、罪として明らかにされ、戒めによつて、極度に罪深いものとなりました」。パウロは《律法》に、また《律法》の行なう働きに言及している。それは、罪を「戒めによって、極度に罪深いものと」する働きにはかならない。言葉を換えると、《律法》は常に人を罪に定める大きな原因なのである。それゆえ使徒は、キリスト者がもはや罪に定められる状態にはないと改めて教え、宣告することに关心を寄せているこの箇所で、明らかに事をこのように言い表わしているのである。私たちは、人を罪に定めて死に至らせる《律法》から解放されているのだと。

しかし、使徒の他の手紙に見られる並行箇所に目を向けてみると、「パウロは第一コリント一五・五六でも同じことを語っている。「死のとげは罪であり、罪の力は律法です」。《律法》こそ究極的に死をもたらす存在である。罪は副次的な原因にすぎず、むしろ、「罪の力は律法」なのである。《律法》は常に死に至らせる。あるいは、第二コリント三章、特に七節、九節を取り上げてみると、《律法》は常に死に至らせる。ここでパウロは、モーセを通して与えられた《律法》について話をしている。「もし石に刻まれ

た文字による、死の務めにも栄光があつ（た）……とすれば」。パウロが話をしてるのは、モーセに与えられた神の『律法』——あの『山』からモーセが手に持つて降りてきた二枚の石の板に書かれた『律法』——のことである。パウロはそれを「死の務め」と呼ぶ。実際、それは「死の律法」である。九節でもパウロはこの言明を繰り返している。「罪に定める務めに栄光があるのなら」。神の『律法』は「死の律法」、「罪に定める」『律法』である。これこそ、「罪と死の律法」というこの語句が「神の『律法』」を意味するのではないかと思う私の一番目の理由である。

さて、二番目の理由に進むことにしよう。七章の七節から最後に至るまで、使徒はこう証明しようと大きく意を用いている。人間の堕落した状態のために、神の『律法』は必然的に、また常に、二つの大きな結果を生み出さざるをえない。一つ目の結果は罪である。神の『律法』は罪を引き起す。罪を悪化させ、パウロが五節で言い表わすような、「私たちのからだの中に」ある「数々の罪の欲情」を燃え上がらせる。そしてパウロは、七一一節でこの点を詳細に解き明かす。『律法』が生み出す二つ目の結果は——『律法』が常に死をもたらすということである。——パウロはこの点を一三節からその章の最後にかけて解き明かしている。その双方の箇所で、パウロがどのように口を切つているかに着目するがいい。七節、「それでは、どういうことになりますか。律法は罪なのでしょうか」。それから一三節、「では、この良いものが、私に死をもたらしたのでしょうか」。答えは「しかり」である。だがそれは、『律法』の非ではなく、私たちの非である。言葉を換えると、七章七節から二

五節までの二つの小区分において、パウロは『律法』が罪をもたらし、死をもたらすと証明してきたのである。だから、この八章二節でパウロが『律法』をあからさまに「罪と死の律法」と呼んでも全く驚くことはない。パウロは、それこそ『律法』の行なう務めだと証明してきた。それゆえ、何のはばかりもなく『律法』をそう呼んでかまわないのです。実際パウロは、五章二〇節ですでにこの点をほのめかしていた。それから、七章における、その長い脇道において、その点を詳細に解き明かし、今それを再び取り上げているのである。パウロは先に進むためにそうした教えをまとめて上げている。だから『律法』を「罪と死」の『律法』だと語るのである。神に感謝すべきことに、私たちはその『律法』から解放され、自由にされている。神の『律法』こそ、私たちを罪に定め、常に罪に至らせ、死にすら至らせる存在にほかならない。

そこで、三番目の理由を考察するがいい。すでに見てきた通り、二節について行なわれる誤った解釈を拒絶しなくてはならないのは、それが一節から論理的に続かないからである。しかし、いま示した解釈は素直に一節につながる。「こういうわけで、今は、キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決してありません」。なぜか。「なぜなら（その理由は）、キリスト・イエスにある、いのちの御靈の原理が」——私を罪に定めていた——「罪と死の律法（神の『律法』）から、私を解放したからです」。自分を罪に定めていた『律法』から解放されてしまった以上、今や私が「罪に定められることは決して」ない。だから、二節は実際に見事に一節を説明し、一節の理解を助けてくれるので

ある。

しかし、それよりさらに決定的な事実、また最終的にこの議論に決着をつける事実は、この講解が——また、この講解だけが——筋の通った形で話を三節に至らせるということである。そこにもやはり、もう一つの「なぜなら」がある。「なぜなら、肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつてることを、神はしてくださつたからです。神は『自分の御子を、罪のために、罪深い肉と似た姿でお遣わしになり、肉において罪を断罪されたのです』（^ヘ英欽定訳）」。パウロは、『律法』に何ができるなくなつていたかを告げている。すべての人が同意しており、また、同意せざるをえないように、三節の「律法」はモーセを通して与えられた神の『律法』である。だから、もし三節が二節から自然に続くべきだとしたら、——また、「なぜなら」という言葉からして、自然に続くべき強力な理由があると思われるが、——これは、どちらの節でも同じ『律法』に違いない。パウロは、キリスト・イエスにある救いによって私たちが「罪と死の律法から……解放」されたと言う。なぜなら、古の『律法』は、七章で事細かに示された様々な理由のために私たちを解放できなかつたからである。神は私たちを、こうした別の人間がその間ずっと言及し、取り扱つていいのは、神の『律法』である。パウロは、「私の手足の中にある罪の律法」（ロマ七・一二三（^ヘ英欽定訳））について話をしているのではない。七章で詳細に語つていた点に統けて話をしているのでも、言及しているのでもない。もう一度繰り返さなくてはならないが、七章のその部分「一二一一五節」は、一

個の挿入句的な部分でしかも、福音の大筋について語る言明の一部と見なされてはならない。そして、この箇所でパウロは再び、私たちが罪に定められた状態の下にはいないと告げている。なぜなら、私たちを責め立て、罪に定め、そして「罪の力」となつて、常に「罪と死」に至らせる、神の『律法』からすでに解放されてしまつたからである。それゆえ、もし二節にあるこの語句を、何かこれ以外の形で解釈するなら、この節を一節および三節という前後関係からもぎ取らなくてはならない。また、使徒にとって明らかに事の鍵をにぎる、決定的に重大であった言葉、二重に用いられた「なぜなら」という言葉を退けなくてはならない。その場合、パウロの議論全体は台無しになり、結局、どのように明解な講解も全く不可能になつてしまつ。いずれにせよ使徒は、二節と三節における「律法」という言葉の意味を変えたいと思つたとしたら、必ずや自分が言葉の意味を変えたと指示示さずにはおかなかつたはずであろう。

ということは、この言明は、私たちが神の『律法』との古い関係から完全に自由にされてしまつていると述べているのである。ここで使徒は何か新しい真理を語つているだろうか。答えよう。パウロは同じ内容のことを六章一四節でも語つていた。「罪はあなたがたを支配することがない」。なぜか。「なぜなら（その理由は）、あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にあるからです」。それから、七章四節にもこうある。「私の兄弟たちよ。それと同じように、あなたがたも、キリストのからだによつて、律法に対しても死んでいるのです。それは、あなたがたが他の人、すなわち死者の中からよ

みがえった方と結ばれて、神のために実を結ぶようになるためです」。六節でもこの点を繰り返している。「しかし、今は、私たちは自分を捕らえていた律法に對して死んだので、それから解放され、その結果、古い文字にはよらず、新しい御靈によつて仕えているのです」。だから、この節で使徒は、この人物が脇道にそれた後で決まつて行なうように、先に述べた内容をもう一度語つてゐるにすぎない。パウロは、大筋の主題に立ち戻つてゐる。その主題を取り上げて、自分の議論をさらに先に進められるようにしてゐるのである。だがしかし、この節はともすると、その文脈からもぎ取られ、すでに思い起こさせたような、問題のある二つの聖化説の土台とされてきたのである。

しかし、なおも一つ疑問が残つてゐる。何が私たちをこの『律法』から解放してくれたのだろうか。答へよう。「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」^{ヘ英欽定訳}である。この奇妙な語句はどういう意味だろうか。即座に言えることは、また、誰しも同意するだろうが、これは明らかに、ここまで言及してきた神の『律法』とは対極にあるものだということである。キリスト者である私たちは、もはやキリスト者になる前に身を置いていた立場にはない。「キリスト・イエスのうちにある」者となつた以上、私たちの立場全体は一変してしまつた。以前の私たちはどのような立場にあつたか。「律法の下に」あり、『律法』の統治と支配と権力の下にあつた。しかし、パウロによると、今や私たちは全く異なる立場にある。だから、「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」とは、

「律法の下に」ある状態とは反対の状態を指し示している。

では、それはどういう意味か。これが言及してゐるのは、信仰者の中にあつて聖化のために働いている聖靈のみわざだろうか。即座に、「否」と答へざるをえない。そのようなことはありえない。パウロは、私が『律法』から解放されたのは、自分のうちにおられる御靈のみわざのおかげだとは語つていなか。なぜかというと、どこを探しても、私たちのうちになつて聖化をもたらす聖靈の働きが、私たちを義と認めさせ、『律法』から自由にするとは教えられていないからである。そのように教えられていると考へるなら、人が罪に定められる状態の下にいなのは、その人が聖化されているからだと説く、あの別の教えに舞い戻るしかないであろう。それは、先に見た通り、聖書では決して教えられていない。私たちが罪に定められた状態の下にいなのは、私たちが「義と認められた」からである。人が罪に定められた状態の下にいなのは、その人が聖化されているからですと語るのは、ローマカトリックの教えにほかならない。だからこそ、ローマカトリック教徒は救いの確信を信じることも、説教することもしないのである。というのも、カトリックの見解によれば、人は完璧に聖化されるまで救いを確信できないからである。これはカトリックの誤りであり、力の限りを込めて拒絶しなくてはならない教えである。

それでは、この語句の意味は何だろうか。これは、福音を——救いの良い知らせを——別の言い方で描写したものにすぎない。何が私を罪と死の『律法』から解放してくれたのだろうか。キリスト・

イエスにある神の恵みである。パウロは五章二〇節と二一節でそう告げていなかつただろうか。「律法が入つて来たのは、違反が増し加わるためです。しかし、（律法を通して）罪の増し加わるところには、恵みも満ちあふれました」。《律法》の反対は恵みである。「それは、罪が死によつて支配したように」、——そして、罪は《律法》を通して支配してきたが、——「恵みが、私たちの主イエス・キリストにより、義の賜物によつて支配し、永遠のいのちを得させるためなのです」。使徒は、この真理を再び取り上げ、五章の最後で中断した議論を再開しようとしている。だから、「律法」の反対は「恵み」であり、キリスト・イエスにある、いのちの御靈の《律法》とは、「恵みの統治」、「恵みの支配」のことなのである。それは、パウロがすでに説明してきたように、キリスト・イエスを信じる信仰の道である。

しかし、なぜ「律法」という表現なのだろうか。——「いのちの御靈の律法」。一体どのようにすれば、パウロが「律法」という用語を使つていながら、福音について話をしていることになどなるのだろうか。福音とは、信仰による救いの道であつて、行ないによつて自分を義と認めさせようとするような、《律法》の下における努力とは正反対である。だが、この疑問には簡単に答えが出せる。三章の二六節と二七節を振り返つて見れば良い。そこには、こう書いてある。「それは、今の時にご自身の義を現わすためであり、こうして神ご自身が義であり、また、イエスを信じる者を義とお認めになるためなのです。それでは、私たちの誇りはどこにあるのでしょうか。それはすでに取り除かれました。どういう律法によつてでしようか。行ないの律法によつてでしようか。そうではなく、信仰の律法によつてです」^{ヘブライ書9章28節}。「信仰の律法」とは、どういう意味だろうか。それは、「三章」二三節以下で言及されている、キリストにある新しい救いの道のことであり、「信仰による神の義」「三・二二」である。しかし、よく注意してみると、パウロはそれを「信仰のヘ律法」^{ヘブライ書9章28節}と呼んでいる。パウロは、この「律法」という用語を、まさに福音について語る文脈の中で使つており、その箇所で使つているだけでなく、同様の用語を他の箇所でも使つている。五章二〇節と二一節には、実質的に同じ考え方が記されており、そこでは「律法」の対極にあるものが「恵み」とされており、「恵みの支配」が「罪の支配」と対照されている。パウロがそれを恵みの「支配」と呼んでいることに注意するがいい。そして、「支配」と「律法」は同じことである。六章一四節でパウロは、同じ考え方を表現するために、私たちが《律法》の「下に」はなく、恵みの「下に」あると言つてはいる。人を「下に」置いているものは、一個の「律法」と描写できよう。原理は同じである。七章四節と六節もやはり一致している。最初の夫が生きている間、ここで言及されている女は夫の「下に」あつたが、その夫が死ねば、もはやその「下に」はおらず、別の夫と結ばれ、別の夫の「下に」いられるようになる。

第二コリント三章で、これと同じ考え方を実にはつきり明示的に言い表わしているのが、五節、六節、八節である。「私たちの資格は神からのです。神は私たちに、新しい契約」——新しい盟約、新しい法的協定——「に仕える者となる資格を下さいました」。神が行なわれる一切のことは法にか

なつており、一個の「契約」である。「文字に仕える者ではなく、御靈に仕える者です。文字は殺し、御靈は生かすからです」。八節で、「死の務め」「Ⅱコリ三・七」と何が対照されているかに注意するがいい。「まして、御靈の務めには、どれほどの栄光があることでしょう」。「御靈の務め」は「御靈の律法」と同じである。私たちは、もはや「文字」と呼ばれる古の『律法』の下にはいない。今や御靈の『律法』の下にある。かつては、「罪に定め、死に至らせる務め」があつたが、今やそれは、パウロが描写するところ、「御靈の務め」である。それで、ここローマ八・二でパウロは、それを「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」と呼ぶのである。見ればヤコブも、その書簡の第一章二五節で同じ考え方を示している。「完全な律法、すなわち自由の律法を一心に見つめ」。何という逆説であろう！「自由の律法」！それは「道」、「支配」ということである。これは「恵みの支配」であり、「自由の」支配、すなわち、「自由の」律法なのである。

だから、いま考察している節は、このように翻訳できよう。「なぜなら、キリスト・イエスにある、いのちの御靈の原理——あるいは、務め——あるいは、契約——が、罪と死の律法から、あなたを解放したからです」。言葉を換えると使徒は、私たちが今や新しい契約の下、新しい盟約の下にあると言っているのである。私たちの上、また、私たちの中では、新しい原理、または、新しい権力が支配している。福音によつて解放された今の私たちは「自由の律法」の下にある。三章二七節のように、それを「信仰の律法」と呼ぶ代わりに、あるいは、五章二〇節や二一節のように、「恵みの支配」と

呼ぶ代わりに、パウロはここでは「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」と呼ぶのである。すでにパウロは一節で、私たちが「キリストにある」者であると思い起させっていた。その結果の一つは、いまパウロが語るところ、キリストのいのちが私たちの中にあるという事実である。——「キリスト・イエスにある、いのち」。六章でパウロが論じた通り、私たちはキリストとともに死んでしまつており、キリストとともに葬られてしまつてしまつており、さらにキリストとともによみがえらされてしまつてている。あるいは、エペソ二章でパウロが言い表わすように、「キリストとともに生か」され、「キリストとともによみがえら」^{*}されている【エペ二・五一六】。第一コリント一五・四五には、こう書かれている。「最初の人アダムは生きた者となつた」……最後のアダムは、生かす御靈」——いのちを与える靈——「となりました」。私たちは、「キリスト・イエスのうちにある」おかげで、新しいのちを宿している。そして、それはキリストのいのちである。

キリストのそのいのちは、どのようにして私たちの中にやつて来るのだろうか。答えは、「聖靈によつて」である。キリストのうちにおられた御靈は、いま私たちのうちにおられる御靈と同じである。実際、パウロが第一コリント一二・一三で告げている通り、御靈こそ私たちがキリストのからだとなるように、バプテスマをお受けになる方だからである。「なぜなら、私たちはみな、ユダヤ人もギリシャ人も、……キリストのからだとなるように、一つの御靈によつてバプテスマを受け……たからです*」。この一つの御靈によつてこそ、私たちはみなキリストの中に組み込まれ、キリストの中に入

れられた。それゆえ、こうした一切を別の言い方で説明すれば、キリストのいのちは、御靈を通して私たちの中に伝えられるのである。第二コリント三章の最後で、使徒は「御靈」と「キリスト」という用語を、互いに言い換えるように使っていると思われる。パウロは、「もしキリストの御靈があなたがたのうちに住んでおられるなら」とさえ書いている。後にパウロは、この八章の九節で、その表現を用いることになる。こうした件において、はつきり明確な区別を保つのは容易ではないが、これが事を眺める最上の方法である。キリストのいのちは、御靈を通して私たちの中にやって来る。そして、御靈こそ私たちを生かし、前へ導いてくださるお方である。どなたが私たちを律法の断罪から解放してくれるのだろうか。いずれ三節と四節で明らかに見てとなることになる通り、主イエス・キリストである。だが、間接的には、また、その結果としては、御靈である。だからこそ、第二コリント三・一七でパウロは、「主は御靈です。そして、主の御靈のあるところには自由があります」と言うのである。ユダヤ人は目がくらまされているのだとパウロは語っていた。ユダヤ人は聖書を読んでも真理を「見る」ことができなかつた。御靈に心の目を開いていただく必要があつた。

そうした真理は、新生していない人々、生まれながらの人々には何の意味も持つていらないが、「神はこれを、御靈によって私たちに啓示された」「[コリ二・一〇]」。それこそパウロがここで語つてゐる真理である。福音は私たちを解放してくれた。そして、福音は御靈によって私たちを解放するのである。父なる神によつて計画され、御子によつて実行に移された救いのみわざは、聖靈によつて私た

ちに適用される。私たちは御靈によつて義と認められるわけでも、御靈にあつて義と認められるわけでもなく、御子にあつて義と認められる。このすべてをパウロは、この「キリスト・イエスにある、いのちの御靈」という語句でまとめ上げてゐるのである。以前には、私たちの中にあつた第一の権力は「律法の権力」であり、それが私たちを罪のとりこにし、敗北と死に至らせていた。今の私たちは、そうしたすべてから自由にされ、解放されている。新しい領域におり、キリスト・イエスにある者として、御靈にある生き方を送つており、御靈によつて生かされている。私たちは、「律法の下に」ではなく、「恵みの下に」ある。だからこそ、「キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決して」なく、決してありえないのです。私たちは、赦されているだけでなく、一個の新しい領域の中に移されており、「キリストのうちに」ある。今や救いという見地からすると《律法》とは何の関係もない。《律法》とは縁を切つてしまつており、《律法》に對して死んでいる。「自分を捕えていたもの」〔ロマ七・六～英欽定訳〕は取り除かれ、死んでしまつてゐる。私たちはキリストのいのちの中にあり、キリストの領域と支配の中にあり、御靈の支配と領域の中にある。使徒はこうした一切の用語を互いに言い換えられるものとして使つてゐる。

もう一度強調したいが、使徒が描写しているのは、さらなる祝福を受けた一部のキリスト者たちのことだけではない。パウロが言明してゐるのは、あらゆるキリスト者、すべてのキリスト者に当たる真実についてである。しかし、なぜこのような形で御靈に言及し、強調を置いてゐるのだろう

か。答えよう。パウロはすでに五章では、神と神の愛に対して今の私たちがどのような関係にあるかという見地から義認の結果を引き出していた。この箇所で関心を寄せてているのは、私たちが「キリストにある」という見地から同じ真理を示し、その真理を解き明かすことにある。そうするためには、必然的に聖靈のみわざを議論に持ち込まなくてはならない。

この章でパウロは、聖化と、子とすることと、私たちの祈りの生活とにおける御靈のみわざを示している。だが、主たる本題は、私たちが「キリストのうちにある」事実である。私たちが「キリストのうちにある」ためにもたらされる主立った結果の一つが、御靈が私たちの中におられるという事実であり、御靈は私たちの中で、また、私たちに対し、いくつかの事が行なわれる。しかし、使徒は、この四節の最後に至るまで、その点を取り上げようとしない。「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の原理が、罪と死の原理から、あなたを解放したからです。肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつてゐることを、神はしてくださいました。神はご自分の御子を、罪のために、罪深い肉と同じような形でお遣わしになり、肉において罪を処罰されたのです」。こうした言葉が言及しているのは、「〔十字架〕」であり、私たちの「義認」であつて、「聖化」ではない。しかし、パウロはさらに言葉を続ける。「それは……私たちの中に、律法の要求が全うされるためなのです」。さて、そこでパウロは聖化に達している。——「肉に従つて歩まず、御靈に従つて歩む私たちの中に、律法の要求が全うされるためなのです」。それからパウロは、この真理を解き明かす。これがパウロにおいても挫折することがありえない、神の永遠の計画の一部であるかを示す。

二節は決定的に重大な節である。使徒は、自分の使信と議論の大筋を改めて要約している。私たちが自分の救いを絶対に確信し、どのような者であれ、もはや決して罪に定められることなく、決して罪に定められることが見えない事実を知つてほしいと願つてゐる。パウロは、私たちを罪に定める『律法』、私たちにとって「罪と死の律法」となつた『律法』から、私たちが永遠に解放されている事實を保証してゐる。私たちがそこから解放されたのは、この新しい務め、「恵みの務め」、「御靈の務め」、そしてパウロが「栄光の務め」とも呼ぶもののおかげである。そして、すべては私たちが「キリスト・イエスにある」おかげである。「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法が、罪と死の律法から、私を解放してゐる」のである。